

埼玉司法書士会調停センター設置規則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規則は、埼玉司法書士会（以下「本会」という。）会則第3条第13号の規定に基づいて、本会が開設する埼玉司法書士会調停センター（以下「本センター」という。）の設置及び運用に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本センターは、民事上の紛争処理機関として司法書士による仲裁、調停、あっせん等の裁判外紛争解決手続を実施し、もって紛争の当事者の自主的な紛争解決手続に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 民事紛争に関する裁判外紛争解決手続
- (2) 手続実施者（裁判外紛争解決手続を主宰する者）の養成
- (3) その他、本センターの目的を達成するために必要な一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 本センターの事務所は、本会の事務所内に置く。

第2章 機 関

(運営管理者)

第5条 本センターに、次の運営管理者（以下「管理者」という。）各1名を置く。

- (1) センター長
- (2) 事務長

(管理者の職務)

第6条 管理者の職務は、次のとおりとする。

- (1) センター長は、本センターを代表し、業務を総理する。
- (2) 事務長は、本センターにおける事務を掌理し、受付事務の統括、事案の振り分け、事件管理者の選定等の事務を行う。

(管理者の選任)

第7条 管理者は、本会の会員の内、司法書士法（昭和25年法律197号）第3条第2項第2号に定める法務大臣の能力認定を受けた者（以下「認定司法書士」という。）の中から理事会の同意を得て会長が選任する。

(管理者の任期)

第8条 管理者の任期は、本会の役員の任期と同一とする。

(運営委員会の設置)

第9条 本センターに、この規則に定める事業の実施に必要な事項のうち特定の事務を処理させるため、理事会の承認を得て、運営委員会を置くことができる。

(手続実施者委員会)

第10条 本センターに、紛争解決手続技術の向上及び手続実施過程における疑義等の意見交換を目的として、手続実施者で構成する手続実施者委員会を置くことができる。

第3章 手続実施者の名簿登載等

(手続実施者候補者の名簿登載等)

第11条 手続実施者は、本センターに備え置く手続実施者候補者名簿への登載を受けた者でなければならない。

2 前項の手続実施者候補者名簿への登載は、別に定める手続実施者候補者名簿登載要件を満たす者（以下「名簿登載申請者」という。）から本センターに対して行われる手続実施者候補者名簿への登載申請を受けて行う。

(手続実施者の欠格事由)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、手続実施者となる資格を有しない。

- (1) 本会の会員でない者
- (2) 司法書士法第5条各号のいずれかに該当する者
- (3) 司法書士法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがとなってから5年を経過しない者
- (4) 司法書士法第47条第1号の規定による戒告の処分を受け、その処分の日から1年を経過しない者
- (5) 司法書士法第47条第2号の規定による業務停止の処分を受け、その処分の期間が終了してから2年を経過しない者
- (6) 司法書士法第47条第3号の業務禁止の処分を受け、その処分の期間が終了した日の翌日から5年を経過しない者
- (7) 本会から注意又は勧告を受け、その告知を受けた日の翌日から1年を経過しない者
- (8) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第7条の欠格事由に該当する者
- (9) この規則又は埼玉司法書士会調停センター運用規程（以下「運用規程」という。）に違反し、又は違反するおそれがあるとしてセンター長が不適任と認めた者

2 本センターは、手続実施者候補者名簿に登載された者が前項の欠格事由に該当するに至った場合又は同項の欠格事由に該当することが判明した場合は、手続実施者候補者名簿の登載を取り消さなければならない。

3 本センターが、第1項第9号の事由により手続実施者候補者名簿への登載を拒否し、又はその登載を取り消そうとする場合は、名簿登載申請者又はその取り消しを

受ける者にあらかじめ弁明の機会を与えなければならない。

第4章 研修

(研修)

第13条 本センターは、手続実施者候補者名簿への登載及び手続実施者の能力向上並びに管理者の適正事務遂行のために研修を実施する。

第5章 調停等の実施

(手続規程)

第14条 本センターの実施する裁判外紛争解決手続は、別に定める運用規程に基づいて行うものとし、その手続の開始から終了に至る過程は、紛争当事者に詳細に説明しなければならない。

(守秘義務)

第15条 本センターの管理者、手続実施者及び運営委員会の委員は、正当な理由なく、本センターが実施する裁判外紛争解決手続に関して職務上知り得た内容について他に漏らしてはならない。これらの職を辞した後も同様とする。

2 前項の守秘義務に違反した場合は、本会は、センター長による調査を経た上、解職、手続実施者候補者名簿の登載取消等の処分を行うことができる。

第6章 情報の公開等

(情報の公開等)

第16条 本センターは、利用者の選択の基準を提供するため、本センターの業務に関する事項について情報を公開する。

(情報公開の方法)

第17条 本センターの情報公開は、本会のホームページに掲載するとともに、本会の事務局等適宜の場所に掲示して行う。

第7章 資産及び会計

(特別会計)

第18条 本センターの会計は、他の会計と区分して、独立した特別会計とする。

(収入)

第19条 本センターの運営費用は、次のものをもって充てる。

- (1) 利用者負担金
- (2) 本会からの繰入金
- (3) 寄付金その他の雑収入

第8章 支部等

(支部)

第20条 本センターに、理事会の承認を得て、支部を置くことができる。

第9章 利用者の費用負担

(利用負担金)

第21条 本センターは、利用者から徴収する負担金として次のものを定める。

- (1) 申立事務手数料
 - (2) 期日手数料
 - (3) 和解契約書作成手数料
- 2 前項の手数料の額は、別に定める。

第10章 苦情処理

(苦情の受理)

第22条 本センターの実施する裁判外紛争解決手続に関して苦情がある者は、本会に苦情を申し立てることができる。

- 2 前項の規定により申立のあった苦情は、本会の苦情処理委員会において処理するものとする。
- 3 本センターは、利用契約を締結した利用者に対して、苦情処理に関する申立機関として本会の苦情処理委員会が設置されていることを告知しなければならない。

第11章 補 則

(規則の改廃)

第23条 この規則の改廃は、総会の承認を要する。

(規程への委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な事項は、別に定める。

(附則)

- 1 この規則は、会則第3条第13号の裁判外紛争解決手続の実施に関する事項の改正が認可（平成18年1月5日）されたときから施行する。
- 2 本センターは、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」による認証を受けるものとする。

(附則)

- 1 この規則は、平成19年5月19日から施行する。

(附則)

1 この規則は、平成23年5月21日から施行する。

(附則)

1 この規則は、平成25年5月18日から施行する。